

入 札 説 明 書

平成 30 年札幌市告示第 2876 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

平成 30 年 5 月 28 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 6 階
札幌市建設局総務部道路認定課用地管理係 電話 (011) 211 - 2457

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務 (その 1)
- イ 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務 (その 2)

(2) 調達案件の仕様等

上記 3 (1) の件名ごとにそれぞれ仕様書による。

(3) 履行期間

上記 3 (1) の件名ごとにそれぞれ契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。

(4) 入札書の記載方法

上記 3 (1) の件名ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

以下に掲げる条件を全て満たす者で、本市が行う入札参加資格審査において、その資格がある旨の決定を受けた者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」の A 又は B の等級に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で

の入札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 添付書類（本役務の提供が可能であることを証明する書類）

上記 4 に掲げる条件に係る証明書等

(2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

平成 30 年 6 月 18 日（月）16 時までに上記 2 の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の通知

上記 5 (1) に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を平成 30 年 6 月 22 日（金）に通知する。

6 入札の提出方法等

(1) 入札の日時及び場所 上記 3 (1) の件名ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

ア 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 1）

平成 30 年 6 月 29 日（金）10 時 00 分

イ 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 2）

平成 30 年 6 月 29 日（金）10 時 15 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎 14 階 3 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(2) 入札書の提出方法

上記(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(3) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から平成 30 年 6 月 15 日（金）16 時 00 分までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

質問の都度、回答書を上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 開札は、入札後ただちに上記 6 (1) の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を平成 30 年 6 月 18 日（月）16 時までに上記 2 の場所へ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約条項等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

以 上